

健康福祉委員会 令和5年7月14日
健康政策部 資料32番
所管 健康医療政策課

予防接種健康被害救済制度について

1 予防接種健康被害救済制度の概要

(1) 趣旨

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に通常起こり得る副反応の範囲を超える健康被害が生じた場合、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を救済する国の制度である。厚生労働大臣が因果関係を認定したときは、住所地の自治体を通じて給付が行われる。

(2) 申請

予防接種による健康被害が生じた区民は、救済給付の申請を区に行う。

区は、申請時に提出される診療録等の資料について、医学的な見地から調査を行う「大田区予防接種健康被害調査委員会」を開催し、精査後に東京都経由で厚生労働省へ進達する。

(3) 給付の決定

厚生労働省は進達された資料に基づき、予防接種・感染症・法律などの外部の専門家で構成される「疾病・障害認定審査会」を開催し、予防接種と健康被害との因果関係を判断する審査を行う。

審査結果は厚生労働省から東京都経由で区に通知される。申請者に対しては、区が結果を通知するとともに、厚生労働大臣が因果関係を認定した際は、給付を行う。

2 実績

新型コロナウイルスワクチンに関し、令和5年6月時点の実績は以下のとおり。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 大田区予防接種健康被害調査委員会 | 6回開催（令和3年11月以降） |
| (2) 厚生労働省への進達 | 48件 |
| (3) 厚生労働省からの審査結果 | 3件 |